紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十二月十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

坂東　通世　　三上浩一朗　　三上　準一
谷　惠子　　小加部きよ　　三木　俊治
田渕　俊夫　　岡崎　真雄　　根木　継雄

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十二月十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　　嶋谷　祐二　　志村　キミ

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける（各通）

長岡今朝吉

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十二月十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

小加部　修

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十二月十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

日本ベアリング株式会社
立山国際ホテル株式会社
日新製薬株式会社
株式会社望月塗工社
医療法人済衆館

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十二月十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故豊泉百代遺族　長澤美惠子

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十五年十二月十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故西川正遺族　西川八重子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

認証官任命式

十二月十九日午後二時三十五分、宮中において、特命全権大使井出敬二及び同梨田和也の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月十九日午後六時四十八分御出門、読売日本交響楽団「第九」特別演奏会を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同八時五十八分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、十二月十九日午前九時三十一分御出門、「平等院鳳凰堂平成修理完成記念　天上の舞　飛天の美」展を御覧のため、サントリー美術館（港区）へ行啓、同十時三十一分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、静岡県知事に対し焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同法第19条の３第10項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年 12 月 25 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　廃止の要求をした理由　防災対策の強化、流通拠点としての更なる機能の強化等を図るため、焼津地区の整備について大幅な見直しが必要となり、外郭施設の耐津波強化、係留施設の耐震強化や漁船の大型化への対応等の整備を追加し、新規に計画を策定することが必要となったことから、本事業の廃止を要求したものである。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　外郭施設、係留施設、漁港施設用地は未整備の施設を多く残しているが、水域施設や輸送施設の多くは整備が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　外郭施設の整備により静穏度が確保等され、係留施設、水域施設の整備により大型船の受け入れ等が可能となった。また、輸送施設の整備により水産物の運搬・流通が効率化された。

4　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止に当たっては、未整備の部分を精査し、整備の必要性を失っていない施設については新規に策定する計画等に編入するため、影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項　新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項の規定に基づき、次のとおり焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 25 年 12 月 25 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課、静岡県庁及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 25 年 12 月 25 日

農林水産大臣　林　　芳正

寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成25年12月25日から平成26年１月18日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局小樽開発建設部及び寿都町役場

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年12月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年 12 月 25 日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

1．制定された日本工業規格

高所作業車―設計，計算，安全要求　B9690
事項及び試験方法

2．改正された日本工業規格

陸用鋼製ボイラ―構造　B8201

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二十日（金）

○一般案件（抜粋）

一、社会保障制度改革推進本部の副本部長の特定について（決定）（内閣官房）

一、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（決定）（内閣府本府）

一、復興特別区域基本方針の一部改定について（決定）（復興庁）

一、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」について（決定）（経済産業省）

一、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第二条に基づく施設及び区域の新規提供について（決定）（防衛省）

○国会提出案件

一、東日本大震災復興特別区域法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書について（決定）（復興庁）